

企業用マイページの新規登録に関するQ&A

No	質問分類	質問	回答
1	企業用マイページ登録	登録支援機関は企業申込みを利用できないのですか？	企業マイページを登録できるのは、「外食業または飲食料品製造業を営んでいる企業であって、特定技能外国人を直接雇用する企業」に限ります。登録支援機関名で企業用マイページの登録をする事はできませんが、登録可能な企業からの依頼を受けて、その企業の登録等を事務代行する事は問題ありません。
2		直営レストランを持つホテルは企業申込みできますか？	できます。直営のレストランを持つ場合は、宿泊業が主業であっても「外食業を営んでいる企業であって、特定技能外国人を直接雇用する企業」に該当します。企業用マイページを登録し、直営レストランで働く人のために受験者登録と受験申込みをする事ができます。
3		グループ企業内では、採用窓口を1社が担っています。企業申込みを利用するためには、各事業会社ごとに企業用マイページを登録する必要がありますか？	いいえ、採用窓口の1社のみでの企業用マイページ登録で大丈夫です。その企業の企業用マイページから、各事業会社の受験者登録と受験申込みをまとめて行うことができます。その場合でも登録料、利用料は1社分のみの課金となります。
4		OTAFF賛助会員でなくても、あるいはOTAFF正会員の推薦状がなくても企業申込みを利用できるのでしょうか？ OTAFF賛助会員になるメリットは、登録料と利用料不要以外に何かありますか？	受験者登録できる人の範囲が違います。OTAFFでは企業申込みの趣旨を踏まえつつ、OTAFF賛助会員企業の採用の実態に即し、柔軟な対応をしています。詳しくは、OTAFFのHPで確認してください。 https://otaff1.jp/howto_corp/ 概要 https://otaff1.jp/howto_corp/2023shikou_betsu02.pdf でも違いがわかります。
5		OTAFF賛助会員になるにはどうすればいいですか？ OTAFF正会員の推薦状を得るにはどうすればいいですか？	OTAFFのHPのhttps://otaff1.jp/howto_corp/のサイトの資料2をご覧ください。OTAFF賛助会員の申込サイトへのリンク、OTAFF正会員のリストと推薦状様式例などがあります。
6		企業申込みからの受験者は、確実に受験ができますか？	はい、確実に受験の席を確保できます。外国人個人が申込み一般の受験申込では、申込み数が会場定員を超えた場合は抽選となりますが、特定技能試験合格を前提に雇用が内定しているなどの外国人を対象とした企業申込みでは、受験申込者は抽選前に受験の席を確保します。
7		企業用マイページを登録した後に、企業区分を変更することは可能でしょうか？	企業用マイページを登録した後にC区分企業からA,B区分企業、B区分企業からA区分企業へ変更など企業区分を変更することは可能です。ただし、企業区分変更し、登録料または利用料が不要な企業区分へ変更となった場合でも、既にお支払いいただいた登録料、利用料の返金はございません。
8		個人事業主は企業用ページを登録できますか？	はい、可能ですが、現行のシステムでは、登録画面で入力、添付いただく内容に留意が必要ですので、登録をご検討の個人事業主は、OTAFF担当者までご連絡をお願いします。登録方法等をご案内いたします。
9		特定技能2号試験はなぜ、企業申込みからのみ申請可能なのですか	2号試験受験に必要な実務経験がある事を証明する書類は、外国人材が企業にて特定1号としての勤務期間中の実務経験であり、それを証明できるは雇用中の企業であると判断するため。
10	登録料・利用料	登録料、利用料は、受験者が多いほど高くなるのですか	いいえ。登録料、利用料の対象となる企業の場合は、受験者数に関係なく、企業マイページを登録する企業1社について、それぞれ、44,000円(税込)、22,000円(税込)となります。
11		年度末近くに企業用マイページを登録した場合でも、すぐに翌年度に2年目の利用料がかかりますか？	いいえ。2年目から必要となる利用料は、企業用マイページ登録完了日から6ヶ月を経過して最初に迎える6月20日に請求されます。例えば、2024年2月にマイページ登録を完了した場合は、2025年6月20日に最初の利用料の請求となります。
12		一度企業用マイページを登録すると、利用しなくても毎年度利用料を支払わないといけないのですか？	いいえ。企業用マイページを登録した後、もし、企業申込みを利用する必要がなくなった場合は、いつでも利用停止の申し出ができます。その場合でも利用料の返金はありません。利用停止の申し出がない場合は、受験の申込みの有無にかかわらず、2年目以降利用料が請求がされます。
13	受験申込	現在、当社でアルバイトとして働いている外国人材で、社員採用の内定を出した外国人材は受験申込みできますか？	A～Cの全企業区分の企業から受験申込み可能です。受験者登録画面でパスポート、在留カード等必要な書類を添付して受験者登録可能です。
14		現在は雇用関係が全く無い外国人材ですが、社員採用の内定を出した人は受験できますか？	OTAFF賛助会員（企業区分A）または正会員から推薦状を取得した企業（企業区分B）は受験申込み可能です。それ以外の企業（企業区分C）は受験申込みできません。 詳細は、https://otaff1.jp/howto_corp/の資料1もご参照下さい。 そのような内定者は、個人マイページを登録して本人から受験申込みができます。個人マイページからの受験申込は、受験を希望する日時の場合定員を超える申込みがあった場合は、抽選となります。

企業用マイページ登録後の手続きに関するQ&A

No	質問分類	質問	回答
101	受験者登録	受験者一人一人にメールアドレスは必要ですか？	必要です。受験者毎のメールアドレスは、受験者が御社から受験する事について受験者本人の同意を確認する手続きに必要です。受験させたい外国人にgmailやyahoo等のフリーメールのメールアドレスなど、受験者が受けとれるメールアドレスを作成してもらい、受験者登録ページに登録して下さい。
102	受験料支払	受験料は誰が支払うことができますか？	受験生ごとに企業払いと受験生払いが選択できます
103		受験料の支払方法はどのようなものが使えますか？	企業払いでは、クレジットカードとペイジー 受験者払いでは、クレジットカード、ペイジー、コンビニ払い が利用できます。
104		受験料は、手続き代行社が払うことも可能ですか？	代行してお支払い可能ですが、領収書の宛名は申請企業名となります。
105	その他	企業用マイページにログインできません。どこからログインすればよいのですか？	企業ログインの画面ご確認ください。オレンジ色のタブの個人マイページのログイン箇所とは異なりますのでご注意ください。 OTAFFの特定技能試験のトップ画面の「企業申込」のタブにカーソルを合わせてください。カーソルを合わせると「企業ログイン」のタブが出てきますので、そこをクリックすると企業ログインの画面に移ります。そこからログインして下さい。https://otaff1.jp/corporate/